

議案第105号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

次のとおり住民ネットワーク基盤整備工事に係る工事請負契約の締結についての議決(平成16年2月3日議決)の一部を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年12月17日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年12月17日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

- 3 契約の相手方中「株式会社 関西テック姫路支店」を「株式会社 かんてんエンジニアリング姫路支店」に改める。
- 4 契約金額中「703,500,000円」を「729,911,700円」に改める。